

適切な受診のためのお願い

接骨院・整骨院

にかかるときの 2 つのポイント



接骨院や整骨院で治療（施術）を受けるとき、健康保険が使える場合と、使えない場合があります。健康保険が使えない場合には、全額自己負担になります。ここでは、治療を受ける前におさえておきたい、2つのポイントをご紹介します。

POINT
1

健康保険が使える範囲



Q 慢性的な肩こりは、接骨院・整骨院で健康保険を使って治療を受けることができますか？

A 単なる肩こり、筋肉疲労などに対する治療には健康保険は使えません！



健康保険が使えない場合

- 日常生活からくる肩こり
- 神経痛・リウマチ・五十肩などによる痛み
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 医療機関で治療中のもの
- 仕事中や通勤途上の負傷



例えば

- 最近、肩が凝っていて…
- 病院で先生に診てもらっているけど…

健康保険が使える場合

- 骨折・脱臼
※骨折・脱臼の場合は**医師の同意が必要**です。ただし、応急手当は医師の同意は不要です。
- 打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）

例えば

- 家のなかで、重い荷物を運んだときに、腰を痛めた
- 買い物の途中で階段で滑り、足を捻った
- 運動をしていたときに転んで、腕の骨を折った



接骨院・整骨院

にかかるときの ② つのポイント



POINT

治療を受けるときのチェックポイント

痛みの原因や症状を具体的に伝えましたか？

- 「いつ、どこで、何を、どの部分が痛くなったのか」痛みの原因を柔道整復師へ具体的に伝えましょう。

署名するとき、療養費支給申請書の内容を確認しましたか？

- 負傷名・日数・金額等をよく確認のうえ、療養費支給申請書に署名（または捺印）してください。また、申請書には、氏名・住所・郵便番号・電話番号を忘れずに記入しましょう。

症状の改善はみられましたか？

- 長期間通っても症状の改善がみられない場合は、内科的要因（病気による痛み）も考えられます。一度医師の診察を受けましょう。



治療内容をメモしましょう！

- 治療日、治療を受けた部分、支払った額などはメモしておきましょう。

治療日	治療部分 (例：腰、右足等)	支払額
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円

領収証、明細書の発行について

平成 22 年 9 月 1 日から治療を受けた方に対する「領収証の無料発行」、希望者に対する「明細書の発行（有料の場合もあり）」が義務化されました。忘れずに保管しておきましょう。



領収証はもらいましたか？

- 治療を受けたときは、柔道整復師に治療内容を確認し、受けた日ごとに領収証をもらって保管しましょう。

健康保険組合からのお願い

- ◆接骨院・整骨院の請求のなかには、「部位ころがし※1」、「水増し請求※2」、「架空請求※2」などの不正請求も見受けられます。
- ◆加入者の皆さんの貴重な保険料を適正に使用するためにも、適切な受診にご理解・ご協力をお願いいたします。



※1) 部位ころがし……手首の次は肘、首の次は肩などと、新たに別の部位が負傷したことにして、長期にわたり繰り返し治療を続ける行為。

※2) 水増し請求・架空請求……実際の治療日数や負傷部位を実際よりも多くして請求したり、実際には行っていない治療を行ったとして請求する行為。